

## 東久代公園不法占用撤去跡地の整備方針について

昨年度の猪名川・藻川河川保全利用委員会において、不法占用跡地を「駐車場として整備する」方針でしたが、庁内及び公園管理者との協議を踏まえ、以下の点を優先し「駐輪場として整備」を実施予定。

### 1 来園者のための駐車場及び駐輪場の確保が必要

来園者の多くが車又は自転車で来園されます。新たに駐輪場を整備することにより、既存駐車場のスペースを有効活用し、かつ、より多くの方が自転車で来園することが可能。



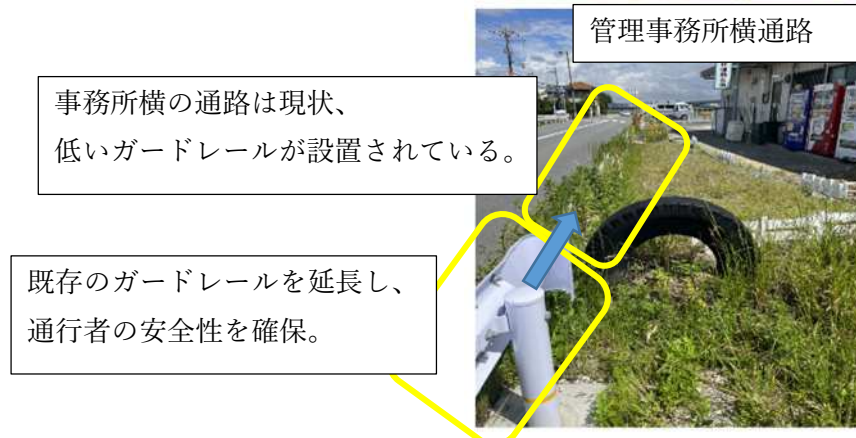
### 2 利用者の安全性の確保

#### ① 駐車場ではなく、駐輪場として整備することについて

不法占用跡地西側に新たに出入口を設けると、既存出入口と併せて2箇所の出入口ができることとなり、交通安全上、大変危険なことから駐車場ではなく駐輪場としての整備を考えております。駐輪場整備であれば、既存出入口からの出入りが可能です。

#### ② ガードレールの設置について

駐輪場整備予定箇所について、入り口付近には低いガードレールが設置されており、通行する際に危険な状態となります。そのため、自転車で来園した方が通行する際の安全性の確保のため、ガードレールの設置を実施。



## 「川らしい利用に資する場」の対応方針について

保全利用委員会でのご提案につきましては、以下の対応を検討しております。

### 【検討案】

- ・ 掲示板の設置により、公園利用者への環境啓発を実施。
- ・ 指定管理者に対して環境管理に関する指導を行う。  
(指定管理の一部に環境保護を加える)

### 1. 掲示板設置について

#### (1) 掲示内容等について

	掲示例
・ 猪名川環境保全に関するお知らせ	・ 「猪名川・藻川河川保全利用憲章」の掲示 ・ 環境学習会についてのお知らせ ・ 猪名川河川レンジャーに関するお知らせ ・ 猪名川に生息する動植物の紹介
・ 川西市からのお知らせ	・ スポーツ施設利用に関する喚起 (熱中症注意喚起等)

### 2. 指定管理者による環境管理について

次年度以降の指定管理者の選定に当たり、指定管理業務仕様書に河川敷の環境保護の観点を含んだ施設管理を追記する。それに伴い、事業計画運営に関する計画にも同内容を必須とする。

#### 【現状の計画】

屋外作業員が常駐し、周辺除草も含めて丁寧で質の高い施設管理に努める。

#### 【変更後の計画案】

屋外作業員が常駐し、周辺除草も含めて丁寧で質の高い施設管理に努めるとともに、環境保護にも留意した施設管理を行うこととする。